
企業会計基準委員会の活動状況 国際対応の状況

I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 50 回企業会計基準諮問会議（2024 年 3 月 11 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、国際対応の状況について報告する。

II. 国際対応の状況**のれんに関する IASB 及び FASB の審議の状況****（IASB における検討状況）**

2. IASB では、企業結合について、合理的なコストでより有用な情報を財務諸表利用者に提供するという目的を達成するため本プロジェクトを基準設定の作業計画に追加して審議を行ってきた。
3. IASB は、2024 年 3 月 15 日に、ディスカッション・ペーパー「企業結合 ― 開示、のれん及び減損」で示された予備的見解に関する再審議の結果を踏まえ次の内容を含む公開草案を公表した（コメント期限は 2024 年 7 月 15 日）。

(1) IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）の修正：

① 開示目的の追加

② 開示要求の追加

(ア) 企業結合の業績に関する情報

(イ) 期待されるシナジーに関する定量的情報

これらについて特定の状況における開示の免除も提案されている。

③ IFRS 第 3 号における一部の開示要求の変更

(2) IAS 第 36 号「資産の減損」の修正：

① のれんの資金生成単位（CGU）への配分の明確化

② のれんを含んだ CGU が含まれる報告セグメントの開示

③ 使用価値の算定に関する減損テストの変更

4. 企業会計基準委員会では、2024年4月より当該公開草案に対するコメント・レターの文案に関する審議を行ない、2024年7月12日にコメント・レターを提出した。コメント・レターでは主に、のれんの償却の再導入が提案されなかったことを残念に思う意見を伝えるとともに、企業結合の業績に関する情報の開示について財務諸表外で開示することが相応しいと考えること、また、シナジーに関する定量的情報の開示に対する懸念が聞かれていることをコメントしている。

(FASB における検討状況)

5. FASB は2022年6月15日のボード会議で、当該プロジェクトについてテクニカルアジェンダから除く暫定決定を行った以降、ボード会議でのれんについての議論は行われていない。

基本財務諸表プロジェクト（財務業績の計算書の表示）に関する IASB の審議の状況

6. 2024年4月9日にIAS第1号「財務諸表の表示」を置き換える新たな会計基準書となるIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS第18号」という。）を公表した。
7. IFRS第18号は、以下に関する新たな要求事項を含んでおり、2027年1月1日以後開始する事業年度から適用される（早期適用は認められる）。
 - (1) 純損益計算書の区分（営業、投資、財務）、及び営業利益を含む小計の表示
 - (2) 経営者が定義した業績指標（MPM）の開示
 - (3) グルーピング（分解と集約）に関する要求事項の拡充

無形資産

8. IASB は第3次アジェンダ協議で優先度が高いとされた無形資産についてこれまでリサーチ・パイプラインに入れていたが、2024年4月からリサーチ・プロジェクトとして作業計画に追加し、プロジェクトを開始した。

再生可能電力に係る契約

9. IASB は、2024年5月8日に、特定の特徴を有する再生可能電力に係る契約についての会計上の論点に対処することを目的として、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）及びIFRS第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS第7号」という。）に対する狭い範囲の修正を提案する公開草案「再生可能電力に係る契約」を公表した。
10. 公開草案のコメント期限は2024年8月7日であり、現在、IFRS適用課題対応専門委員会及び企業会計基準委員会で審議を行っている。これらの結果を踏まえ、コメント・レターを提出する予定である。

財務諸表における気候関連及びその他の不確実性に関する IASB の審議の状況

11. IASB は、2023 年 9 月の IASB ボード会議において、財務諸表における気候関連リスクに関するプロジェクトの目的を一般化して、財務諸表における気候に関連する不確実性に加えてその他の不確実性の影響に関する財務情報の報告をカバーすることを決定するとともに、IFRS 会計基準の要求事項を気候関連及びその他の不確実性の影響の報告に適用する方法を例示するための設例を作成すべきかどうかの検討等の今後取り得るアクションについて決定した。
12. また、IFRS 解釈指針委員会は、2023 年 11 月の委員会で、気候関連コミットメントに関して、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）がどのように適用されるかについて審議し、アジェンダ決定案を公表した。
13. 企業会計基準委員会は、2024 年 2 月 1 日に当該アジェンダ決定案に対するコメント・レターを提出した。提出したコメント・レターでは、アジェンダ決定案の分析及び結論に同意するとともに、当アジェンダ決定案の分析が、IAS 第 37 号に基づき引当金を認識すべき時期を理解する上で、幅広い利害関係者に役立つと考えるとコメントしている。
14. アジェンダ決定案は、2024 年 4 月のボード会議において審議され、反対する IASB ボードメンバーがいなかったため、アジェンダ決定として公表された。
15. 2024 年 4 月に IASB は、企業が財務諸表において気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するために、IFRS 会計基準をどのように適用するのかを例示する設例を設けること、及び当該設例に関して利害関係者からフィードバックを得るために公開草案を公表することを暫定的に決定した。IASB は公開草案を 2024 年 7 月に公表する見込みである。

資本の特徴を有する金融商品

16. IASB は、2023 年 11 月に、企業が金融負債と資本の分類を行うにあたり適用上の課題に対応すること及び金融負債及び資本性金融商品に関する情報の改善を図ることを目的に、公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」を公表した。
17. 企業会計基準委員会は、2024 年 3 月 29 日に本公開草案に対するコメント・レターを提出している。
18. 提出したコメント・レターでは、分類の際に契約上の権利及び義務のみを考慮としている IAS 第 32 号「金融商品：表示」の要求事項について、長期的には法律又は規則の影響を踏まえて分類を行うように見直しを検討すべきであること、及び提案されている開示の要求事項は、資金調達方法によっては過大な開示負担をもたらす可能性があるため負担軽減の策を検討すべきことをコメントしている。

19. 2024 年 5 月の IASB ボード会議では公開草案に寄せられたフィードバックの概要が紹介されており、詳細な分析に基づく再審議が今後予定されている。

適用後レビューに関する IASB の審議の状況

(IFRS 第 9 号：分類及び測定)

20. IASB は、2022 年に、2020 年から行ってきた IFRS 第 9 号—分類及び測定の適用後レビューを完了した。
21. 2023 年 3 月に IASB は、適用後レビューの結果、できるだけ早く対応することが必要なものと評価された事項、及び即時に対応するほど優先度は高くないが単一の公開草案に含めることが効率的と判断された事項に関する IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号における要求事項及び設例の修正又は追加を提案する公開草案「金融商品の分類及び測定の修正 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」を公表した。
22. 企業会計基準委員会は、2023 年 7 月 3 日に本公開草案に対するコメント・レターを提出した。提出したコメント・レターでは、FVOCI オプションを適用する資本性金融資産に関して純損益へのリサイクリングが提案されなかったことを遺憾に思うことについてもコメントしている。
23. IASB では、2023 年 9 月から 2024 年 2 月にかけて、当該公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議が行われ、2024 年 5 月 30 日に、「金融商品の分類及び測定の修正—IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正」（以下「本修正」という。）を公表した。本修正には環境、社会及びコーポレート・ガバナンス (ESG) 並びに類似の要素を含んだ金融資産の分類の明確化の内容が含まれており、2026 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用される（早期適用は認められる）。

(IFRS 第 9 号：減損)

24. IASB は、2023 年 5 月 30 日に、IFRS 第 9 号—減損の適用後レビューに関する情報要請を公表した（コメント期限は 2023 年 9 月 27 日）。
25. 企業会計基準委員会ではアウトリーチを実施し、2023 年 8 月より本情報要請に対するコメント・レターの文案について審議を行い、2023 年 9 月 26 日にコメント・レターを提出した。提出したコメント・レターでは、IFRS 第 9 号の減損に関する要求事項は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の減損モデルで認識された問題点に対処しており、信用リスクの変化に関するより有用な情報を提供し、信用損失を適時に認識するという目的を概ね達成していると考えられるとコメントしている。

26. また、当該コメント・レターでは、減損の要求事項における信用リスクの著しい増大(SICR)の判定、予想信用損失の測定及び信用リスクの開示に関して、関係者から寄せられたコメントを含めている。
27. IASB では、2023 年 11 月より本情報要請に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議が行われている。2024 年 3 月の ASAF 会議では、IASB ボード会議における暫定決定等について議論された。企業会計基準委員会からは、本資料第 25 項及び第 26 項の意見を基礎として、債務者単位の信用リスクを SICR 判定の分析の基礎として使用し得ることを明確化することは非常に重要である等の意見発信を行っている。
28. 2024 年 5 月の IASB ボード会議において、適用後レビューを完結させるため、並びにプロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントを作成するための十分な作業が完了していることが確認された。

(IFRS 第 15 号)

29. IASB は、2023 年 6 月 29 日に、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。)の適用後レビューに関する情報要請を公表した(コメント期限は 2023 年 10 月 27 日)。
30. 企業会計基準委員会ではアウトリーチを実施し、2023 年 9 月より本情報要請に対するコメント・レターの文案について審議を行い、2023 年 10 月 24 日にコメント・レターを提出している。
31. 提出したコメント・レターでは、IFRS 第 15 号が米国会計基準のトピック 606「顧客との契約から生じる収益」と実質的にコンバージェンスされた会計基準であることを鑑み、国内外の比較可能性を高めるために、IFRS 第 15 号の要求事項を基本的にすべて取り入れる方針で日本基準を開発したこと、及び IFRS 第 15 号の導入には多大な時間と労力を必要としたことを述べたうえで、IFRS 第 15 号の要求事項を変更する場合には、当該変更によるコストを上回る便益があることの十分な証拠が必要であるとコメントしている。
32. IASB では、2024 年 1 月から 5 月にかけて本情報要請に寄せられたフィードバックを踏まえた議論が行われ、2024 年 6 月には FASB との合同教育会議も開催された。
33. 2024 年 3 月の ASAF 会議においては 3 月までの IASB ボード会議における暫定決定が議論されており、企業会計基準委員会からは第 31 項に記載の意見を基礎として IASB が追加の行動を取らないとした大多数の論点については賛同するとした一方、負の正味対価については追加の行動をとることを求める意見が利害関係者から聞かれているという意見発信を行った。

国際会議への参加等

34. 第50回企業会計基準諮問会議の後、以下の国際会議の参加等を行っている。

日付	会議名	会議方式
2024年3月14日	エフラグとの会合	対面会議
2024年3月25日・26日	ASAF 会議	対面会議
2024年4月14日・15日	多国間ネットワーク会議 (日本、米国、カナダ、英国、ドイツ)	対面会議
2024年4月17日－19日	会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) 会議	対面会議
2024年5月8日	オーストラリア会計基準審議会 (AASB) との会合	ウェブ会議
2024年6月4日	多国間ネットワーク会議 (日本、米国、カナダ、英国、ドイツ)	ウェブ会議
2024年7月8日・9日	ASAF 会議	対面会議
2024年7月10日	IASB との会合	対面会議

以 上